## 児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童 扶 養手当法 (昭 和三十六年法 律 第二百三十八号) の 一 部を次のように改正する。

第一条中「父」の下に「又は母」を加える。

第二 条第二 項中 「受けた」 の下に 「父又は」 を加え、 同条第三項中 「 父」 を 「父母」 に改める。

第四 [条第一] 項 中 ヮ 7 ず ħ かに該当する児童の 母が その児童を監護するとき、 又は 母 がな 7 カゝ 若 しくは母

が監護を L ない 場 一合に お 1 て、 当該 児童  $\mathcal{O}$ 母 以 外 0 者がそ 0 児 童を養育する (その児童と同 居して、 これを

監

護

か

つ、

そ

 $\mathcal{O}$ 

生

計

を

維

持することを

١ ر

. う。

以下

同

じ。

ときは、

その

母

又はそ

 $\mathcal{O}$ 

養育者」

を

てに

掲げ

る場合の区 分に応じ、 それぞれ当該各号に定める者」 に改め、 同項各号を次のように 改 いめる。

次  $\mathcal{O}$ 1 か らホ までの いずれかに該当する児童 の母 が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

次 0 イか こらホ までのいずれかに該当する児童 の父が当該児童を監護し、 かつ、 これと生計を同じくす

る場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その 他 イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

 $\equiv$ 第一号イ からホ までのい ずれ かに該当する児童を母が 監護 しない場合若しくは同号イからホまでのい

ず n か に 該当する児 童 (同 |号口 に 該当するものを除く。  $\mathcal{O}$ 母 が な **\**\ 場合であつて、 当 該 母 以 外 0) 者が

当 該 児 童 を養育する (児童と同 居して、 これを監護 Ļ か つ、 その 生計 を維持することをいう。 以 下 同

r. )とき、 前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しない か、 若しくはこれと生 一計を

同じくしない場合 (父がない場合を除く。) 若しくは同号イからホまでの いずれ、 かに該当する児童 (同

号口に該当するものを除く。) の父がない場合であつて、 当該父以外の者が当該児童を養育するとき、

又 は 父母 が ない場合であつて、 当該父母 以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

第四 条 第二 項 中 「手当は、 \_ の 下 に 「 母 に 対する手当にあ つては」 を加え、 「次の各号」 を 「 第 号 か 5

第八号まで」 に改め、 「該当するとき」の下に「、 父に対する手当にあつては 児童が 第一号か ら第四号まで

又は 第十号から第十三号までのいずれかに該当するとき、 養育者に対する手当にあつては児童が 第 号から

第七号まで又は第九 号の いずれ .かに該当するとき」を加え、 項第三号中

同

「若し

Š

は

母

 $\mathcal{O}$ 死

亡につ

*\* \

て

労働

基 準 法 を 又 は 母  $\mathcal{O}$ 死亡に 0 **,** \ て労働基準 法 に改 め、 相 当する給付」 0) 下に (以下この 項 に お 1 7

遺 旋 補 償等」という。 を加え、 父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる

母 の監護を受けてい る場合又は父若 しくは母 の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる

者  $\mathcal{O}$ 養 育を受けて *( )* る場合」 を削 り、 給 付 0) 事 由 を 「 遺 族 補 償 等 0 給 付 事 由 に 改め、 同 ]項第四 |号を削

り、 同 項 第 五 号を同 項第四号とし、 同号の 次に次 の 一 号を加え える。

五. 父に支給される公的年金給付 7の額  $\mathcal{O}$ 加 算の 対象となつてい るとき。

第四 条第二項第六号ただし書及び第七号中 「前項第三号」 を 「前項第一 号ハ」 に改め、 同項に次の六号を

八 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、

当 該 遺 族 ※補償等  $\dot{O}$ 給 付 事 由 が 発 生した日 から六年を経過してい ない ・とき。

九 父又は 母の死亡につい て支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であ

て、 当該遺族補償等 の給付事 由が発生した日から六年を経過していないとき。

+ 母に支給される公的 年金給 付  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 加算の対象となつているとき。

+ 母 と生計 を同じくしているとき。 ただし、 その者が 前項第一号ハ に規定する政令で定める程度の障

害の状態にあるときを除く。

父 の 配 偶者 (前項第 一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。) に養育さ

れているとき。

十三 母 0 死亡に ついて支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、 カュ つ、これと生計

を同じくしている場合であつて、 当該遺族補償等の給付事 由が発生した日から六年を経過していないと

き。

第四条第三項中 「母が」の下に「、父に対する手当にあつては当該父が」を加え、 同条の次に次の一条を

加える。

(支給の調整)

第四条の二 同 の児童について、 父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、 又は父及び養育

者 のい ずれ もが手当の支給要件に該当するときは、 当該父に対する手当は、 当該児童については、 支給し

ない。

2 同  $\mathcal{O}$ 児 童について、 母及び養育者 のいずれもが 手当の支給要件に該当するときは、 当該養育者に · 対 す

る手当は、当該児童については、支給しない。

第五条第二項中 「その監護 し又は養育する前条」 を「第四条」に改め、 「該当する児童」の下に 「であつ

て、 父が > 監護、 し、 カゝ つ、これと生計を同じくするもの、 母が 監護するもの又は養育者が養育するもの ( 以 下

「 監 |護等児童」という。) 」を、「である」の下に「父、」 を加 える。

第八条第一項中 「監護し又は養育する児童」を 「監護等児童」に改め、 同条第三項中「その監護し又は養

育する児童」を「監護等児童」に改める。

第九条第一 項 中 「第四条第一項第二号又は第四号」を「第四条第一項第一号ロ又はニ」に改め、 「母がな

1 · 児童」 の 下 に 同項第二号ロ又は二に該当し、 かつ、 父がない児童」 を加 え、 同条第二項中 **母** に限

る。 以下この 項に お V て 同 Ü  $\mathcal{O}$ 監 護する児童 が · 父 を 「が は母であ る場合であ つてその 監 護 する 児 童 が 父

か ら当 該児 童 0) 養育に必要な費用の支払を受けたとき、 又は受給資格者が父である場合であつてその監 護

、かつ、これと生計を同じくする児童が母」に改める。

第十条中 「母に」 を 「父又は母に」 に改 め、 「手当は、 その」、 「又はその」 及び 「扶養義務者でその」

の下に「父若しくは」を加える。

第十三条の二第一項及び第十四条第四号中 「母に限る」を「養育者を除く」に改める。

第十六条中 「が · 監護 Ļ 又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童」 を  $\overline{\mathcal{O}}$ 監護等児童であつ

た者」に改める。

第二十 七条中 「そ (T) 監護し若しくは養育する児童」 を 「監 護等児童」 に、 「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条の二第二項及び第三項中 「母に限る」を「養育者を除 に改める。

第二十九条第 一項中 父」 の 下 に 「又は母」 を加え、 同条第二項中 「第四句 |条第一 項第三号」 を 「第四条第

一項第一号ハ」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

第三十条中 「当該児童又は」 を「当該児童若しくは」に改め、 「父」の下に「若しくは母」を加える。

附 則

(施行期日)

第 一条 この法律は、 平成二十二年八月一日から施行する。 ただし、次条(第三項を除く。)及び附則第四

条の規定は、公布の日から施行する。

(認定の請求等に関する経過措置)

第二条 平成二十二年八月一日においてこの法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)

 $\mathcal{O}$ 規定による児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給要件 (以下この条において「新支給要件」と

1 、 う。 ) に該当すべき者(この法 律による改正 前 0 児 童 扶 養手当法 の規定に よる手当の支給 要件 (以下こ

0) 条にお いて 「旧支給要件」という。 に該当し てい な い者に限る。) は、 同日前 に において、 ŧ 同 日 に新

支給要件に該当することを条件として、 当該手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手

続をとることができる。

に 対する手当の支給は、 新法第七条第一項の規定にかかわらず、 同 月から始める。

3 次 の各号に掲げる者が、 平成二十二年十一月三十日まで  $\mathcal{O}$ 間 に新 法第六条第 一項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる認 定  $\mathcal{O}$ 請

求をしたときは、 その者に対する手当の支給は、 新法第七条第 一項の 規定にかかわらず、 それぞれ当該各

号に定める月から始める。

平成二十二年八月一日に おいて現に新支給要件に該当している者 (旧支給要件に該当してい ない者に

限り、第一項の手続をとった者を除く。) 同月

平成二十二年八月一日から同年十一月三十日までの間に新支給要件に該当するに至った者(旧支給要

件に該当していない者に限る。) その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

第三条 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 手続をとった者及び 同 条第三項第 号に掲げる者に対する手当の 支給 に 関 新 法 第

0 規定を適用する場合におい 7 は、 同条第一 項 中 「手当の支給要件に該当するに至つた日 . の属

する月の初日」とあるのは、 「平成二十二年八月一日」とする。

(政令への委任)

第 四条 前二 条に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第 五. 条 政 府 は、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行後三年を目途として、この 法 律 · の 施 行 の状況、 父又は母と生計を同じくし

て 1 な 1 児童が育成され る家庭に における 父又は 母 0 就業状 況及び当 該家 庭 0 経 済的 な状況等 を勘案 当

該 家庭  $\mathcal{O}$ 生活の安定及び自立の促進並びに児童 の 福 祉 一の増進 を図る観点から、 児童扶養手当制度を含め、

当該家司 庭に 対する支援施 策  $\mathcal{O}$ 在 り方につい て検討な を加え、 その結果に基づ ١, て必要な措置 を講ずるものと

する。

(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 児童扶養手当法 の 一 部を改 正する法 律 昭昭 和 六十年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。

第 匹 条 に二項 を加 える 改 正 規 定 中 同 項 第 号」 を 同 項第 号イ又は第二号 イ」に、 同 項 第 二号 か

ら第五号まで」 を 同 項 第 号口 か らホ ま で又は 第二 号 口 か 5 ホ まで」 に改 め、 「 児 童の 父 「 及 び 当

該 父」、 「ただし、 父 及び 有 しないこと、 父 の 下 に 「又は母」を、 「事情により」の下に 父、」

を、「養育者が父」の下に「又は母」を加える。

第二十九条第一項の改正規定中 「当該児童」を「、 当該児童」に、 「第四条第一項第一号」を 「第四条

第一 項第一号イ若しくは第二号イ」に、 「父」 を 「父母」に改める。

第三十 · 条 の 改 正 規定中 「又は」を 若 しくは受給資格者」 に、 第四 1条第 項 第 号 を 「第四 [条第

項第一号イ若しくは第二号イ」に改め、 「若しくは」 の 下 に 「母若しくは受給資格者」 を加える。

附 則第一条第一項ただし書中 「当該児童」 を 当該児童」に、 「第四条第一項第一号」 を 「第四条第

項第一号イ若 しくは第二号イ」に、 「父」 を 「父母」に改 め、 同 条第二項中 「解消し た父」 を 解消

た父母」に改め、「当該父」の下に「又は母」を加える。

附 則第二条中 「第四条第一 項第一号」を 「第四条第一 項第一号イ又は第二号イ」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第 七 条 特 莂 ?児童: 扶養手当等の 支給 に 関する法 律 (昭 和三十 九年法律第百三十四号)  $\mathcal{O}$ 部を次のように改

正する。

第十六条中 「又は養育する児童」 を 「監護等児童」 に改め、 「場合」とあるのは「」の下に「監護し」

を、 数 が ス減じ」 とあるの は  $\Box$ の 下 に 「その監護し」 を加える。

現在、 児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、 当該家庭の生活の安定と自立

の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手

当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。